

難波宮・大阪城連携協定
Naniwanomiya-Palace & Oosaka-Castle
Partnership Agreement (略称NPP)

平成24年9月19日制定
令和5年4月1日一部改正

(名称及び事務局)

第1条 この協定は、「難波宮・大阪城連携協定 Naniwanomiya-Palace & Oosaka-Castle Partnership Agreement (略称NPP)」と称し、事務局を一般財団法人大阪市教育会館内に置く。

(組 織)

第2条 この協定に賛同する事業実施責任者を以って組織する。

2、各組織は任意に退会できるものとし、また、この協定に反すると幹事会が認めた場合、退会とする。

(目 的)

第3条 法円坂界隈に立地する会館、ホール、飲食店などが、大阪の歴史の出発点・難波宮の顕彰と緑豊かな大阪城の活性化、法円坂地域の振興を目的とし、相互信頼に基づく情報交換・事業の紹介を行うとともに、相互の親睦を行うものとする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 難波宮の顕彰と大阪城の活性化、地域の振興
各事業所において難波宮・大阪城の情報を発信するとともに、難波宮・大阪城に関する各種関連イベントに協力する。
- ② 情報交換 非定期的に代表者による情報交換会を行う。
- ③ 事業の紹介 パンフレットなどを相互に配架・配布する。
- ④ 親睦 非定期的に親睦会を行う。
- ⑤ その他 その他この協定に基づき必要なことを行う。

(役員の設定及び役割等)

第5条 この協定に基づき次の役員を置き、幹事会を構成する。

- ① 代表 1名
 - ② 幹事 若干名
- 2 代表は、一般財団法人大阪市教育会館の専務理事をもって充て、会を代表する。
- 3 幹事は、第2条の施設の回り持ちとし、第4条の事業の運営、会計及び記録等を担当する。幹事は第4条の情報交換会の際、選出する。

(費 用)

第6条 費用は必要に応じ、その都度徴収するものとする。

附 則 この会則は、平成24年9月19日から施行する。

附 則 この会則は、令和5年4月1日一部改正。